

地震防災対策特別措置法について

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、全国どこでも起こりうる地震に対応するため、平成7年に制定。本法に基づき、全都道府県において、「地震防災緊急事業五箇年計画」を策定し、地震防災施設等の整備を推進。

これまで、平成8年度を初年度とする第1次五箇年計画、平成13年度を初年度とする第2次五箇年計画、及び平成18年度を初年度とする第3次五箇年計画により地震防災対策を推進。

全国における地震防災対策の強力な推進

地震防災対策施設等の緊急整備

○ 「地震防災緊急事業五箇年計画」の推進

策定主体：都道府県知事

対象施設：避難地、避難路、消防用施設
など29施設等

国庫補助率の嵩上げ：消防用施設、公立
小中学校等の耐震
改修など9施設等

嵩上げの適用期間：平成22年度末まで

第1次五箇年計画（平成8～12年度）

計画額	18兆5千億円
実績額	14兆1千億円
進捗率	76.3%

第2次五箇年計画（平成13～17年度）

計画額	14兆2千億円
実績額	10兆0千億円
進捗率	70.8%

第3次五箇年計画（平成18～22年度）

計画額	12兆1千億円
-----	---------

地震に関する調査研究

○ 「地震調査研究推進本部」の設置

地震調査研究推進本部（事務局：文部科学省）
国としての観測、評価、広報（予知に至らないもの）、全体的な地震調査研究の推進、
そのための体制整備

本部長

・文部科学大臣

構成メンバー

・文部科学省
・内閣官房
・内閣府
・総務省
・経済産業省
・国土交通省

○ 推進本部の委員会

政策委員会

・総合的、基本的
施策の立案
・予算の調整
・総合的観測
・広報等

地震調査委員会

・各機関の調査結
果の収集、整理、
分析、これに基
づく総合的な評
価